

管理者の専決処分事項の指定について

平成 14 年 3 月 1 日 議 決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項については、管理者において専決処分することができるものとして指定する。

記

地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する100万円以下の損害賠償の額を定めること。

付 則

この議決は、平成14年4月1日から実施する。